

屋外広告物のてびき

[改訂版]

東大阪市では、屋外広告物条例を制定し
景観と調和する安全な広告物のルールを定めています!!



はじめに

看板やポスター・広告塔などの屋外広告物には、わたしたちの生活に必要な情報を提供してくれる大切な役割があり、優れたデザインの広告物は、街並みに活気やにぎわいを演出してくれます。しかし広告物は、いたずらに氾濫すると、そのほんらいの役割を失うとともに、周辺の景観の調和が乱され、良好な街並みや自然の風景が損なわれてしまいます。また適正に管理されていない広告物は、強風や地震による落下や倒壊を招いて、たいへん危険です。

東大阪市では、屋外広告物法に基づいた東大阪市屋外広告物条例を制定し、景観と調和する安全な広告物を掲出していただくためのルールを定めています。

この「てびき」は、そのルールを、屋外広告業に携わる方や広告主の方ばかりでなく、市民のみなさんにもご理解いただくためにわかりやすく解説したものです。これを機に、屋外広告物への関心を深めていただき、東大阪市における良好な景観の形成とまちづくりにご協力をお願いします。

もくじ

はじめに	①	その他関係法令	⑪
屋外広告物の規制	②	屋外広告業について	⑫
許可の基準	④	その他の注意事項	⑬
適用除外の広告物	⑥	(参考)申請・届出書類等一覧	⑭
申請手続と手数料	⑨		

屋外広告物の規制

東大阪市では、①良好な景観の形成と風致の維持、②公衆に対する危害の防止、の2点から、屋外広告物について規制をおこなっています。

広告物のありかたと禁止広告物

掲出する広告物は、良好な景観を形成し、風致を維持し、また公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければなりません。このため、次のような広告物は掲出することが禁止されています（**禁止広告物**といいます）。

■禁止広告物■

- 著しく汚染し、退色し、また塗料等がはがれ落ちたもの
- 著しく破損し、老朽したもの
- 倒壊や落下のおそれがあるもの
- 信号機・道路標識等に類似し、これらの効用を阻害するおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

とくに公衆に対する危害を防止するため、広告物を掲出し管理する方は、定期的に点検し補修その他必要な管理を怠らないようにしてください。

禁止地域と禁止物件

東大阪市では、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害の防止のため、特定の地域や場所では広告物が掲出できません（**禁止地域**といいます）。また禁止地域以外の地域や場所はすべて、市長の許可を受けなければ広告物を掲出することができません（**許可地域**といいます）。

そのほか、禁止地域と許可地域とにかかわらず、広告物を掲出できない物件（**禁止物件**といいます）があります。

ただし、禁止地域や禁止物件であっても掲出できる広告物もあります。また許可地域であっても許可を受けずに掲出できる広告物があります。（→適用除外の広告物 P⑥）

屋外広告物とは

屋外広告物法では、**屋外広告物**を次の**4つの要件のすべて**を満たすものとしています。

- 常時または一定の期間継続して表示されるもの
（街頭で配られるビラやチラシなど定着性のないものは含まれません）
- 屋外で表示されるもの
（建物や自動車の窓ガラスに内側から貼られたものは含まれません）
- 公衆（不特定多数の人）に対して表示されるもの
（駅の構内や工場・野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません）
- 看板・立看板・はり紙・はり札、広告塔・広告板・建物などに表示・設置されたもの、またこれらに類するもの
（サーチライトなど単に光を発するものや音響広告は含まれません）

商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所の名称の表示、各種の行事・催物・集会の案内など公衆に宣伝・広報するものなど、その表示の内容にかかわらず、上の要件をすべて満たしているものであれば、屋外広告物ということになります。

禁止地域

次の地域や場所には、広告物を掲出することはできません。

- 第一種低層住居専用地域
- 古墳・墓地
- 官公署・学校・図書館・博物館・記念塔の敷地

そのほか、

- 次の地域・場所のうち市長が指定するもの

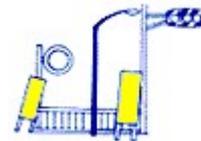
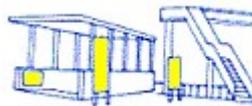
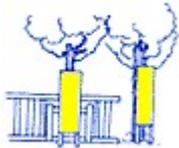
区分	地域・場所	指定の有無
都市計画で定められた地域地区	第一種中高層住居専用地域	×
	第二種中高層住居専用地域	×
	風致地区	×
	特別緑地保全地区	×
文化財	文化財保護法に基づくもの ・重要文化財・重要有形民俗文化財に指定された建造物の敷地・周辺の地域 ・史跡・名勝・天然記念物に指定・仮指定された地域	○
	大阪府文化財保護条例に基づくもの ・有形民俗文化財に指定された建造物の敷地・周辺の地域 ・史跡・名勝・天然記念物の地域	○
	東大阪市文化財保護条例に基づくもの ・有形民俗文化財として指定された建造物の敷地・周辺の地域	○
道路等とその沿道地域	道路・鉄道・軌道・索道、およびこれらに接続する地域 →現在、大阪中央環状線・大阪生駒線・阪神高速東大阪線とその沿道の一部の地域が指定されています（景観形成重点地区を除く）。	○

禁止物件

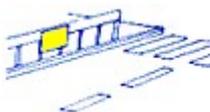
次の物件には、禁止地域と許可地域とにかかわらず、広告物を掲出することができません。

1 すべての広告物の掲出を禁止する物件

- 街路樹・路傍樹、これらの支柱
- 橋梁、地下道の上屋
- トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁
- 街灯、信号機、道路標識



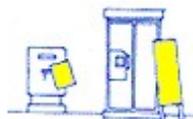
- 道路上の柵・車止め、電力用地上設置機器



- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら



- 郵便ポスト、公衆電話ボックス



- 送電塔、送受信塔



- 形像、記念碑



- 電柱、電話柱（景観形成重点地区のみ）



2 はり紙・はり札等・広告旗・立看板等の簡易広告物の掲出を禁止する物件

- 電柱、電話柱、街灯、アーケード柱

許可の基準

禁止地域（→P③）を除いた許可地域で広告物を掲出しようとする場合、市長の許可を受ける必要があります。許可にあたっては、基準が定められていますが、それには大きく次の3つがあります。

- 1 主要な道路の沿道 500m までの区域の基準
- 2 景観形成重点地区の基準
- 3 その他の地域の基準

また、それとは別に、

- 4 電柱・電話柱や停留所標識を利用する場合の基準
- を定めています。

1 主要な道路の沿道 500m までの区域の基準

市長が指定する主要な道路の沿道 500m までの区域に広告物を掲出する場合、掲出する広告物が、**自家用広告物**（※）かどうか、また広告物を掲出する場所の道路からの距離、都市計画に定められた用途地域等によって、掲出できる広告物の基準が定められています（景観形成重点地区内を除く）。

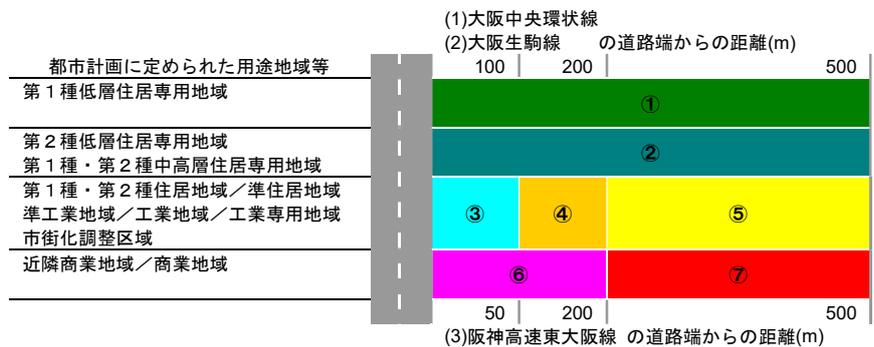
※ **自家用広告物**とは、自己の事業所・営業所等の建物やその敷地内に自己の氏名・名称や商標、事業内容・営業内容などを表示するものをいいます。

現在、指定されている道路は、次のとおりです。

- (1)大阪中央環状線
- (2)大阪生駒線（JR 片町線との交差部より西側は除く）
- (3)阪神高速東大阪線

道路の沿道 500m までの区域は、指定されている道路の別、広告物を掲出する場所の道路端からの距離、都市計画に定められた用途地域等の種類によって、右の図のように①～⑦の地区に区分され、それぞれの地区ごとに基準が定められています。

なお、①は第1種低層住居専用地域で道路沿道にかかわらず禁止地域です。また②③は市長が指定する道路沿道の禁止地域（自家用広告物を除く）です。



■掲出する広告物が自家用広告物の場合

種別	基準項目	地区区分				
		②	③	④	⑤	⑥ ⑦
屋上広告物	大きさ	縦：建物の高さの 1/3 まで 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの 2/3 まで 横：建物の幅の範囲内			
壁面広告物	大きさ	縦：壁面の高さの 1/2 まで 横：壁面の幅の範囲内	縦：壁面の高さの範囲内 横：壁面の幅の範囲内			
その他の広告物	地上からの高さ	5m 以内（広告塔は 15m 以内）				

注意！ ①には広告物を掲出できません。

■掲出する広告物が自家用広告物でない場合

種別	基準項目	地区区分			
		④	⑤	⑥	⑦
屋上広告物	大きさ	縦：建物の高さの 2/3 まで 横：建物の幅の範囲内			
壁面広告物	大きさ	縦：壁面の高さの範囲内 横：壁面の幅の範囲内			
その他の広告物	表示面積	30 m ² 以内	40 m ² 以内	50 m ² 以内	100 m ² 以内
	地上からの高さ	5m 以内（広告塔は 15m 以内）			

注意！ ①②③には広告物を掲出できません。

2 景観形成重点地区の基準

市役所本庁周辺景観形成重点地区内に広告物を掲出する場合は、次の基準が定められています。

共通事項		
質の高い景観形成に資するものであること		
彩度の高い色彩（マンセル値：彩度8以上）を使用する場合は、その使用面積が広告物等の表示面積の1/2以下であること		
電力を使用する場合は、広告物もしくは広告内容が動くもの、点滅するもの、形状が変化するものでないこと		
集合看板は、1建物、1接道につき1個までとすること		
建物名は、壁面1面につき2個以下とすること		
種別	基準（自家用広告物）	基準（自家用広告物でない）
屋上広告物	縦：建物の高さの1/3まで 横：建物の幅の範囲内	禁止
壁面広告物	縦：壁面の高さの1/2まで 横：壁面の幅の範囲内 ※複数の事業所等に係る広告物は集約して表示すること。	縦：壁面の高さの1/2まで 横：壁面の幅の範囲内 （共同住宅を主用途とする建物は禁止）
地上広告物	地上からの高さ：5m以内（広告塔は15m以内） ※複数の事業所等に係る広告物は集約して設置すること。	禁止
突出広告物	禁止（出入口の案内に必要な場合等やむを得ないものは可）	



【市役所本庁周辺景観形成重点地区】

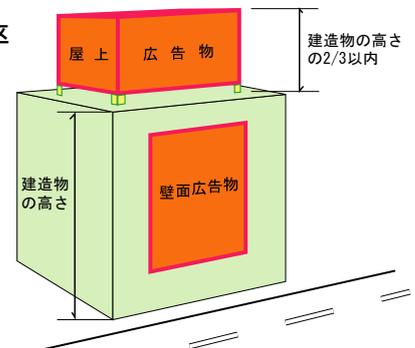
- ①都市計画道路 大阪モノレール専用道端から沿道50m
- ②都市計画道路 築港枚岡線の道路端
- ③都市計画道路 大阪中央環状線の道路端

3 その他の地域の基準

市長が指定する主要な道路の沿道500mまでの区域、及び景観形成重点地区以外の地域に広告物を掲出する場合は、次の基準が定められています。

種別	基準
屋上広告物	縦：建物の高さの2/3まで 横：建物の幅の範囲内
壁面広告物	縦：壁面の高さの範囲内 横：壁面の幅の範囲内
その他の広告物※	地上からの高さ：5m以内（広告塔は15m以内）

※その他の広告物には基準の定めはありませんが、この基準にそって掲出して下さい。



4 電柱・電話柱や停留所標識に広告物を掲出する場合の基準

電柱・電話柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次の基準に適合する必要があります。また、この場合は禁止地域であっても、許可を受ければ掲出することが可能です。ただし、景観形成重点地区内の電柱・電話柱への掲出は禁止です。

■電柱・電話柱を利用する広告物（景観形成重点地区を除く）

種別 基準項目	突出広告		巻付広告
	府の管理道路	その他の道路	
大きさ	縦：1.2m以内 横：0.45m以内	縦：2.0m以内 横：0.5m以内	縦：1.5m以内 横：電柱の円周の範囲内
掲出位置	地上から最下端までの距離：4.5m以上 電柱との間隔：0.15m以内		地上から最下端までの距離：1.9m以上
掲出数	電柱1本につき1個		電柱1本につき1個（1対）
色彩等	①地色は、白色、または白色以外の色で彩度が低いもの ②蛍光塗料以外の塗料		

注意！ はり紙・はり札等・広告旗・立看板等の簡易広告物を掲出することはできません。

許可の基準・適用除外の広告物

■ 停留所標識を利用する広告物

基準項目	基準
大きさ	縦：0.45m 以内 横：0.45m 以内
掲出位置	地上から最下端までの距離：0.7m 以上
掲出数	2面以内（進行車両の非対向面・歩道側面に限る）
色彩等	①地色は、赤色、黄色、その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料

注意！ 景観形成重点地区内に掲出する場合、彩度の高い色彩（マンセル値：彩度8以上）の使用面積が、広告物の表示面積の1/2以下であること。

社会生活を営むうえで必要な広告物には、禁止地域・許可地域・禁止物件などの規制の全部または一部の適用が除外され、許可を受けずに掲出できるものや、あるいは禁止地域であっても許可を受ければ掲出できるものなどがあります。

ただし、適切な管理を怠って著しく破損したり退色したりするなど禁止広告物（→P②）となった広告物は、違反広告物に該当しますので、適用除外の広告物についても適切に管理することが必要です。

① 禁止物件・禁止地域・許可地域であっても、許可を受けずに掲出できます

次の広告物は、禁止地域・許可地域にかかわらず、許可なく掲出することができます。また、禁止物件であっても掲出できます。

- 他の法令の規定により表示・設置するもの
- 公共団体・公益法人等が掲出する道先案内図その他公共上やむを得ないもの
（ただし、表示面積 40 m² 超える広告塔・広告板は届出が必要です）
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札など
- 表示面積（**自己の事業所等に表示される総面積**）が 7 m² を超えない自家用広告物
- 葬儀・祭礼のため一時的に掲出するもの
- 電車・自動車・その他移動するものに表示するもの
- 講演会・展覧会・音楽会・その他これらに類する催物のため、その会場の敷地に掲出するもの

② 禁止地域や許可地域であっても、許可を受けずに掲出できます

次の広告物で基準に適合するものは、禁止地域や許可地域でも、許可なく掲出することができます。

注意！ 禁止物件（→P③）には掲出できません。

● 自己管理広告物

危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物

【基準】	大きさ	7 m ² 以内
	掲出位置	地上から最上端まで 5m 以内

● 寄贈者名等表示広告物

公益上必要な施設や物件に寄贈者名などを表示する広告物

【基準】	大きさ	0.5 m ² 以内 かつ、表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面の 1/20 以内
------	-----	---

適用除外の広告物

●非営利広告物

自治会・政治団体などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出する広告物

種別	大きさ	その他
はり紙	縦 1.2m 以内	広告物を設置しようとする者または管理者の氏名（名称）・連絡先が明示されていること
はり札等	横 0.8m 以内	
広告旗	縦 2.0m 以内 横 0.5m 以内	
立看板等	縦 2.0m 以内（脚部を含む） 横 1.5m 以内	

③禁止地域であっても、許可を受ければ掲出できます

次の広告物は、禁止地域であっても、基準に適合していれば、許可を受けて掲出することができます。

注意！ 禁止物件（→P③）には掲出できません。

●多くの人が利用する施設への案内板や誘導広告物

基準	大きさ	5㎡以内
掲出位置	地上から最上端まで	5m 以内
掲出個数	2 個まで	

●学校・図書館などの教育文化施設、病院・保育所などの医療・社会福祉施設に掲出する自家用広告物

種別	大きさ
屋上広告物	縦 建造物の高さの 2/3 以内 横 建造物の幅の範囲内
壁面広告物	縦 壁面の高さの範囲内 横 壁面の幅の範囲内
その他の広告物※	地上からの高さ：5m 以内 （広告塔は 15m 以内）

※その他の広告物には基準の定めはありませんが、この基準にそって掲出して下さい。

●電柱・電話柱を利用するもの、または停留所標識を利用するもの

基準	→許可の基準（P⑤）	4 電柱・電話柱や停留所標識に広告物を掲出する場合の基準
----	------------	------------------------------

④許可地域であっても、許可を受けずに掲出できます

次の広告物で基準に適合するものは、許可地域であっても、許可なく掲出することができます。

注意！ 禁止物件や禁止地域（→P③）には掲出できません。

●掲出する期間が 30 日を超えない、はり紙・はり札等・広告旗・立看板等

種別	大きさ	その他
はり紙	縦 1.2m 以内	○広告物を設置しようとする者または管理者の氏名（名称）・連絡先が明示されていること ○表示の期間の始期と終期が明示されていること
はり札等	横 0.8m 以内	
広告旗	縦 2.0m 以内 横 0.5m 以内	
立看板等	縦 2.0m 以内（脚部を含む） 横 1.5m 以内	

適用除外の広告物（令和7年10月1日より施行）

令和7年10月1日より、次に掲げる広告物等は一定の条件を満たせば各種規制（禁止地域・一部の禁止物件・表示方法等の制限区域）の適用が除外され、許可を受ければ掲出が可能となります。なお、公共施設には施設管理者に無断で広告物を掲出することはできません。また、掲出可能な広告物や許可基準等の詳細については、みどり景観課までお問い合わせください。

公共施設等の設置や管理に要する財源確保のため、その施設等に掲出する広告物等

■除外される規制

- ・本てびきのP④からP⑤に記載の許可基準（電柱、電話柱や停留所標識を除く）
- ・本てびきのP③に記載の全ての禁止地域と禁止物件の街灯と橋梁のうち歩道橋のみ

■広告物等の掲出が可能となる施設又は物件

- ・みどり景観課までお問い合わせください

■前提条件

- ・得られる広告料収入をその広告物を掲出している施設やその敷地内の公共施設等の設置又は管理費用に充てること
- ・適用除外の基準に基づき許可を受けること（許可基準はみどり景観課までお問い合わせください）

■提出書類

- ・P⑭に掲げる、許可申請書と添付書類
- ・用意可能な場合は事業計画及び資金計画を記載した書類

■許可期間

- ・P⑩に掲げる期間

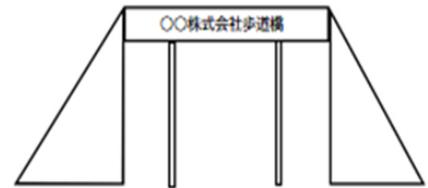
（例）禁止地域内の公共案内板の

一部に企業広告を表示



（例）歩道橋にネーミングライツ

による愛称の表示



地域の公共的な取組に要する活動財源確保のため掲出する広告物等

■除外される規制

- ・本てびきのP④からP⑤に記載の許可基準（電柱、電話柱や停留所標識を除く）
- ・本てびきのP③に記載の全ての禁止地域と禁止物件の街灯、道路上の柵（公共団体等が掲出する場合に限る）

■広告物等の掲出が可能となる施設又は物件

- ・みどり景観課までお問い合わせください

■前提条件

- ・得られる広告料収入は全額を公共的な取組に要する費用に充てること
- ・適用除外の基準に基づき許可を受けること（許可基準はみどり景観課までお問い合わせください）

■提出書類

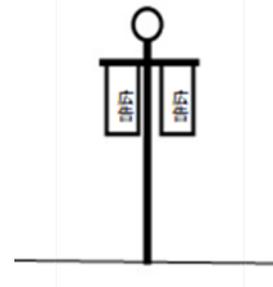
- ・P⑭に掲げる、許可申請書と添付書類
- ・公共的な取組の事業計画及び資金計画を記載した書類

■許可期間

- ・P⑩に掲げる期間

（例）禁止物件の街灯にバナー広告

（垂れ幕）を掲出



公共的な取組を行う主体

自治会、公共団体、公共交通事業者、商店街振興組合、特定非営利活動法人、株式会社、その他地域の団体

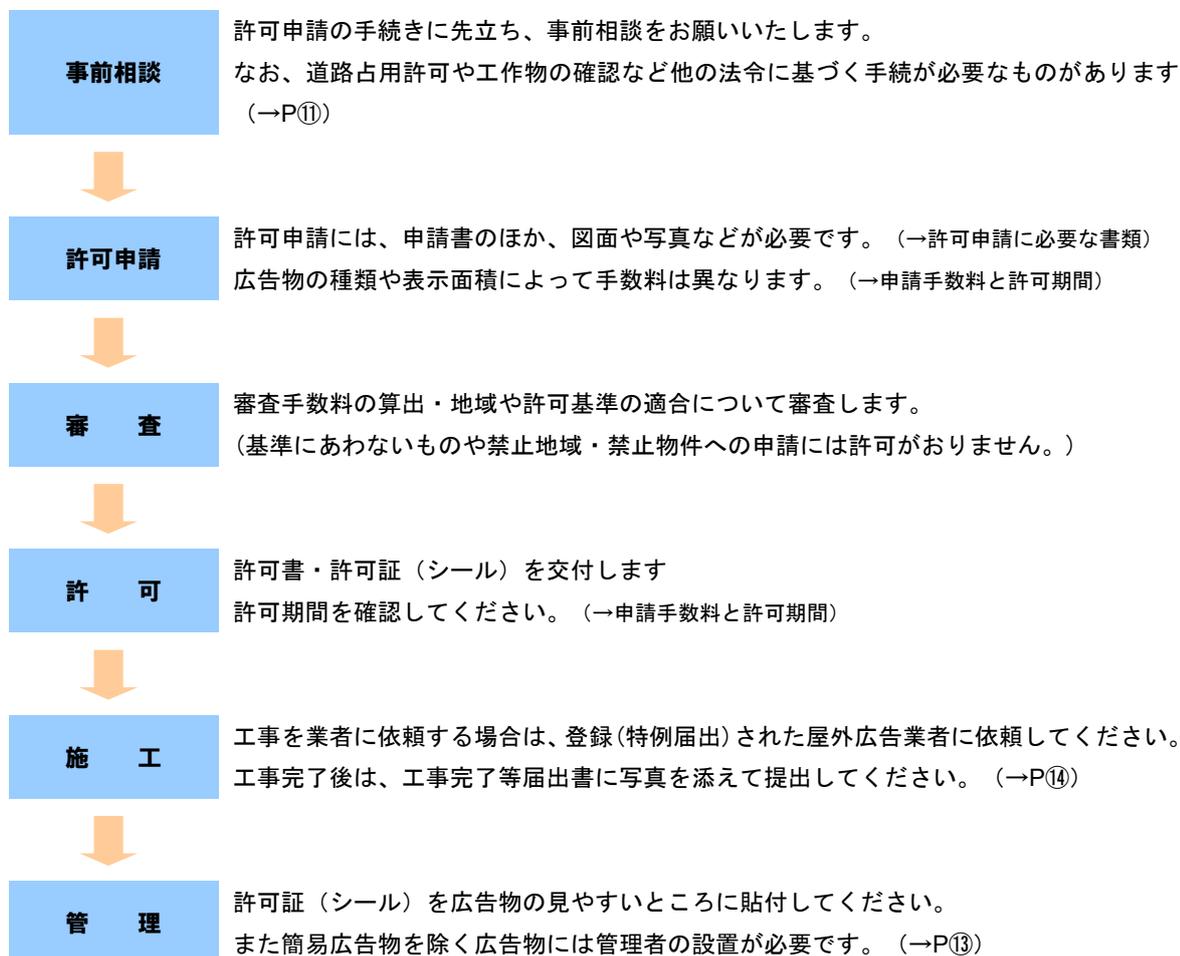
許可対象の地域の公共的な取組

- ・道路、公園その他公共施設の清掃又は美化
- ・街灯、ベンチ、バス停の上屋等の設置又は管理
- ・公共団体と地域住民等とが実施主体となる催し
- ・防犯又は防災に関する取組
- ・営利を主たる目的としない取組であって、道路、公園その他公共施設の利便性の向上又は地域の活性化若しくはにぎわいの創出等に寄与するもの

申請手続と手数料

許可申請の手続

屋外広告物の許可申請の手続は、次のとおりです。



許可申請に必要な書類

許可申請に必要な書類は次のとおりです。

許可申請に必要な書類 (正副各1部ずつ提出してください)

屋外広告物許可申請書	→みどり景観課のウェブサイトからダウンロードできます
附近の見取図	広告物を掲出する場所の所在を示した図面
配置図	平面図に広告物の設置する場所を示した図面
色彩・意匠を表す図面	広告物の色彩・意匠を示した図面
仕様書・設計図書	立面図：掲出する位置、建築物の高さ、その他寸法等必要な事項を示した図面 構造図：基礎構造図・取付断面図など構造を示した図面、照明に関する図面
現況写真	広告物を掲出する場所の状況を明らかにした写真
申請書別紙	東大阪市景観計画【市役所本庁周辺景観形成重点地区】内で広告物を掲出する場合、その掲出内容が制限事項に該当しない旨をチェックし、提出が必要です。
その他	委任状など、その他必要となる書類の提出を求める場合があります

※ 許可証等の交付を郵送で希望される場合は、返信用封筒に切手を貼り住所・氏名を記入のうえ提出してください。

こんなときは？

許可期間が満了するが、 継続して広告物を掲出したい	…	許可期限の2週間前までに、継続の許可申請をおこなってください	…	屋外広告物許可申請書 広告物の現況写真 点検結果報告書（高さ4mを超える場合のみ）
掲出している広告物の種類・ 規模等を変更したい	…	変更の許可申請を、あらかじめおこなってください	…	屋外広告物許可申請書 附近見取図 変更の内容を明らかにした図書 現況写真
広告物を撤去した	…	撤去後遅滞なく、除却の届出をおこなってください	…	屋外広告物滅失等届出書 撤去後の写真
広告主や管理者等の氏名・住所に変更があった	…	変更のあった日から5日以内に、許可事項の変更を届出てください	…	屋外広告物許可事項変更届出書

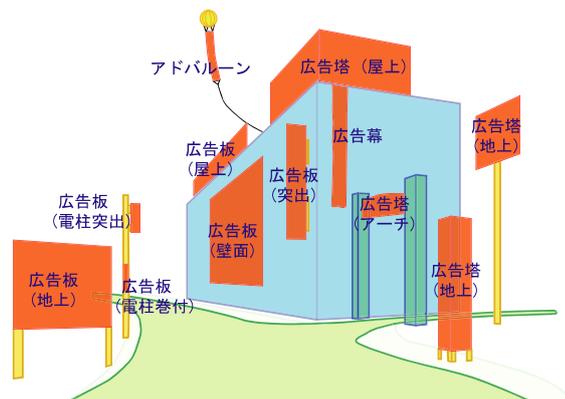
(→申請・届出書類等一覧 P14)

申請手数料と許可期間

申請手数料と許可期間は、広告物の種類によって異なります。

申請手数料と許可期間

種類	単位	手数料	許可期間
アドバルーン	1個につき	650円	30日以内
広告幕	1枚につき	350円	
広告旗・立看板等	1枚につき・1本につき	200円	
はり紙・はり札等	100枚までごとにつき	250円	
広告塔・広告板 (広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出された広告物を含む)	1件で面積2㎡未満のもの	450円	2年以内
	1件で面積5㎡までごとにつき	1000円	
上記以外	1件	1000円	



◆広告物の種類◆

その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

なお、このページに記載している関係法令はあくまでも一例であり、全ての関係法令を網羅しているものではありません。

事項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	・土木事務所(府道、一部国道) ・東大阪市道路管理課(市道)
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	所轄警察署
広告物の高さが4mを超える物件を設置する場合 ※防火地域内における広告塔などの工作物で、建築物の屋上に設置し又は高さが3mを超える場合、主要部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。	工作物確認 (建築基準法)	・特定行政庁 (東大阪市建築審査課) ・指定確認検査機関
東大阪市総合設計制度を適用する建築物に広告物を設置する場合	総合設計許可 (建築基準法)	・特定行政庁 (東大阪市建築審査課)
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出(消防法)	所轄消防署
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	所轄消防署
	許可又は届出 (航空法)	大阪航空局 ・大阪空港事務所 ・八尾空港事務所
生産緑地地区に広告物を設置する場合	許可等 (原則、許可は認められない) (都市計画法・生産緑地法)	東大阪市都市計画室

屋外広告業について

屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を広告主から請負うなど、業としておこなう営業を、**屋外広告業**といいます。

1 屋外広告業を営むには、登録（特例届出）が必要です

東大阪市の区域で屋外広告業を営もうとする場合、屋外広告業の登録を受けなければなりません。それには、次の2つの方法があります。

①東大阪市長の登録を受ける

登録の有効期間は5年で、引き続き営業をおこなう場合は、更新の登録を受けなければなりません。また登録手数料として**1万円**が必要です。

②大阪府知事の登録を受け、その旨東大阪市長に届出をする（特例届出といいます）

大阪府知事の登録を受けている業者の方は、あらたに東大阪市長の登録を受ける必要はなく届出をすればよいという特例措置があります。また、この特例届出に手数料は要りません。

登録(特例届出)が済むと、営業所ごとに、屋外広告業登録票を見やすい場所に掲示し、必要事項を記載した帳簿をそなえつけなければなりません。

また、登録事項(または届出事項)に変更があった場合や廃業した場合などには届出が必要になります。

(→申請・届出書類等一覧 P14)

2 業務主任者を営業所ごとに選出しなければなりません

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者は次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- 屋外広告士(登録試験期間が実施する試験に合格した者、経過措置により有資格者とみなされる者)
- 都道府県・政令指定都市・中核市がおこなった屋外広告物講習会の課程の修了者
- 広告美術仕上げに関する準則訓練を終了した者・職業訓練指導員免許を受けた者・技能検定合格者

3 条例に違反すると行政処分や罰金等に処せられます

条例に違反すると、登録の取消しや営業停止の行政処分、また罰金等に処せられます。

- | | | |
|------------|-------------------------|------------------------------|
| 罰金等 | (1) 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 | ● 登録を受けずに営業した・不正の手段により登録を受けた |
| | (2) 30万円以下の罰金 | ● 営業停止命令に違反した |
| | (3) 20万円以下の罰金 | ● 登録事項変更の届出をしない・虚偽の届出をした |
| | (4) 5万円以下の過料 | ● 業務主任者を選任しない |
| | | ● 報告検査の際、虚偽の報告をし、検査を拒んだ、など |
| | | ● 廃業等の届出をしない |
| | | ● 標識を掲げない |
| | | ● 帳簿を備えず・保存しない |
| | | ● 特例届出をしない |

その他の注意事項

屋外広告物の安全性と管理義務

広告物が、強風や地震などで倒壊・落下し、通行する人などに被害を与える事故が発生することがあります。また広告物が破損や老朽化により見苦しくなって周辺の景観を損なうこともあります。このため、広告物を掲出し管理する方は、定期的に点検し補修するなど必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。はり紙・はり札等・広告旗・立看板等の簡易広告物をのぞく広告物には、管理者の設置が義務づけられています。

除却義務

許可期間が満了した広告物は、遅滞なく除却しなければなりません。また許可を受けた広告物を除却したときには届出が必要です。（→申請・届出書類等一覧P⑭）

なお、広告の表示面を白塗りにして消去しただけの場合や、骨組み等が残っている場合、広告物の掲出物件として引き続き管理を行う必要があります。

違反広告物に対する措置

条例に違反する広告物については、それを掲出し管理する方に、改修・移転・除却等の措置が命じられます。また、これに応じない場合には、強制的に広告物を除却する場合があります。

「ミチボラパートナーシップ事業」（違反広告物の除却ボランティア）に参加しませんか!!

条例に違反している簡易広告物を、市民のみなさんの手で除却していただける制度が、平成17年度からはじまっています。この制度は、市民団体または企業等のみなさんから、美化・清掃活動の一環として違反広告物を除却したいとの申出を受け、「違法簡易屋外広告物追放推進団体」として設定し、違反広告物の除却を委任するもので、条例に違反したはり紙・はり札等・広告旗・立看板等の簡易広告物が除却の対象となります。

市民のみなさんが地域でおこなう継続的な美化活動が、違法看板の掲出を許さない環境をつくります。是非多くの団体に参加していただきますようお願いいたします。

くわしくは、[土木部道路管理室土木環境課](#)まで、お問合せください。

Tel : 06-4309-3218 Fax : 06-4309-3836

E-mail : dobokukankyo@city.higashiosaka.lg.jp

罰 則

条例に違反した場合には、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります。

- たとえば、
- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 50万円以下の罰金 | ● 除却命令に従わなかった |
| (2) 30万円以下の罰金 | ● 禁止地域・禁止物件に広告物を掲出した |
| | ● 禁止広告物を掲出した |
| | ● 許可を受けずに広告物を掲出した |
| | ● 許可期間が完了しても除却しなかった |
| | ● 届出をしないで屋外広告業を営んだ |
| | ● 営業所に講習会修了者等を置かなかった |
| (3) 20万円以下の罰金 | ● 許可事項の変更を届出しなかった |
| | ● 工事完了の届出をしなかった |
| | ● 除却の届出をしなかった |

などです。

(参考) 屋外広告物に係る申請・届出書類等一覧

申請・届出書類等の提出様式は、東大阪市土木部みどり景観課のウェブサイトからダウンロードできます。

屋外広告物の許可等の手続に必要な書類	提出様式	添付書類	部数
新たに広告物を掲出するとき	屋外広告物許可申請書	<input type="checkbox"/> 附近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 色彩・意匠図 <input type="checkbox"/> 仕様書・設計書 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 申請書別紙(重点地区に掲出する場合) <input type="checkbox"/> その他	2部
許可期間満了後も継続して掲出するとき	屋外広告物許可申請書	<input type="checkbox"/> 屋外広告物点検結果報告書※ <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 附近見取図 <input type="checkbox"/> その他	2部
許可を受けた広告物を変更・改造するとき	屋外広告物許可申請書	<input type="checkbox"/> 附近見取図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 申請書別紙(重点地区に掲出する場合) <input type="checkbox"/> 配置図、色彩・意匠図、仕様書・設計書のうち変更の内容がわかるもの <input type="checkbox"/> その他	2部
広告物に変更はないが、申請者・管理者等に変更が生じたとき	屋外広告物許可事項変更届出書	<input type="checkbox"/> その他	1部
許可を受けた広告物を撤去したとき	屋外広告物減失等届出書	<input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他	1部
許可を受けた広告物の工事を完了したとき	工事完了届出書	<input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他	1部

※ 広告物（簡易広告物、建造物の壁面に直接塗装して表示するものその他これに類するものを除く。）の高さが4mを超える場合にのみ添付が必要です。提出は1部で構いません。

附近見取図	広告物を掲出する場所の所在を示した図面
配置図	平面図に広告物を掲出する位置を示した図面
色彩・意匠図	掲出する広告物の色彩・意匠を示した図面
仕様書・設計書	立面図：広告物の設置位置、建築物の高さ、その他寸法等必要事項を示した図面 構造図：基礎構造図・取付断面図等広告物の構造を示した図面、照明に関する図面
現況写真	広告物を掲出する場所の状況を明らかにした写真、または掲出している広告物の現況を明らかにした写真
申請書別紙	東大阪市景観計画【市役所本庁周辺景観形成重点地区】内で広告物を掲出する場合、その掲出内容が制限事項に該当しない旨をチェックし、提出が必要です。
点検結果報告書	広告物（簡易広告物、建造物の壁面に直接塗装して表示するものその他これに類するものを除く。）の高さが4mを超える場合にのみ提出が必要です。 (点検者には、講習会修了者・屋外広告士・建築士・電気工事士などの資格が必要です)
その他	委任状：許可を受ける者が第三者に申請を委任する場合 その他：その他必要となる書類の提出を求める場合があります。

屋外広告業に関する手続に必要な書類	提出様式	添付書類	部数
これから屋外広告業をはじめ	屋外広告業登録申請書	<input type="checkbox"/> 申請者の住所・氏名等を証する書面 個人：住民票の写し 法人：登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 業務主任者の資格を証する書面 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 略歴書 <input type="checkbox"/> その他	1部
	特例屋外広告業届出書	<input type="checkbox"/> 府の登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 業務主任者の資格を証する書面 <input type="checkbox"/> その他	
屋外広告業を廃業した	屋外広告業廃止届出書	<input type="checkbox"/> 市長が必要と認める書類	1部
登録を受けた事項に変更が生じた	屋外広告業変更届出書	<input type="checkbox"/> 登録事項の変更を証する書面等 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他	1部
特例届出を受けた事項に変更が生じた	特例屋外広告業変更届出書	<input type="checkbox"/> 届出事項の変更を証する書面等 <input type="checkbox"/> その他	1部

屋外広告物 屋のてびき

[令和8年3月改定]

東大阪市 土木部 みどり景観課
 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（市役所14階）
 Tel : 06-4309-3227(直通) Fax : 06-4309-3836
 E-mail : midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp



東大阪市マスコットキャラクター
トライくん